

# 慶応四年前後における尾張徳川家の内情と政治動向

藤田英昭

はじめに

一 尾張家中の新興勢力

(一) 王政復古政変

(二) 「姦徒誅戮」―青松葉事件

(三) 「諸侯懲遷」―勤王誘引

二 徳川救済の歎願活動と尾張家

(一) 水野彦三郎の周旋

(二) 一橋茂栄の歎願活動

おわりに

はじめに

本稿は、慶応四年（一八六八）前後における尾張徳川家（尾張藩）の内情と政治動向を検討するものである。

よく知られているように、この時期は、前年慶応三年末の十二月九日に

慶応四年前後における尾張徳川家の内情と政治動向

王政復古政変が断行され、新政権が樹立された。政変によって、徳川慶喜による政権奉還（大政奉還）と將軍職辞任の申し出が認められ、そのうえで摂関・幕府などの中央政府の政治制度が廃止されて、仮に総裁・議定・参与の三識が置かれた。年明け早々の正月三日には、政権奉還と王政復古に反発する会津・桑名勢を含む旧幕府軍と、薩摩・長州中心の新政府軍とが、鳥羽・伏見において戦闘を開始した。この戦いでは、錦旗を後ろ楯とした新政府軍が、旧幕府軍を圧倒し、勝利した新政府軍は、正月七日に慶喜追討令を発して、東征軍を組織した。東征軍は江戸に向けて進撃し、江戸城は無血開城されるものの、関東・東北・越後方面では戦闘が継続され、明治二年（一八六九）五月の箱館五稜郭の陥落まで、国内は戦乱状態となった。

このような時期の尾張徳川家の動向を概観してみよう。<sup>(1)</sup>まず、尾張家は、薩摩・土佐・越前・安芸の四藩とともに王政復古政変に参画し、御三家筆頭でありながら、幕府制度の廃止などを宣言する政変に与して、新政権の発足に一定の役割を果たした。これにより十四代当主で、当時は隠居の身分であった徳川慶勝は議定に就任し、家臣の丹羽淳太郎（賢）・田中国

之輔(不二磨)・荒川甚作・田宮弥太郎(篤輝・如雲)・林左門(安孫子静逸)の五名は、参与となった。そして、鳥羽・伏見の戦い後に発せられた慶喜追討令を受けて、慶勝は京都から国許に帰り、「佐幕派」とされる家臣一四名を斬首に処するなど、いわゆる「青松葉事件」を断行し、「勤王」の旗色を鮮明にした。その後すぐに、家臣四〇名余りを三河・遠江・駿河・美濃・信濃・上野など東海道・中山道沿道の大名・旗本領へと派遣し、新政府に恭順するよう説得し、了承した証として「勤王証書」を提出させた。

このような勤王誘引活動によって、沿道の譜代大名や旗本は新政府方につき、有栖川宮熾仁親王を大総督とする東征軍は、大きな戦闘を経験することなく、東海道を江戸に向け順調に進軍できたのであった。熾仁親王が江戸城に入城する前に城を受け取り、入城後もその管理を担当したのも尾張家であった。

このように、尾張家は徳川一族の中心に位置しながらも、旧幕府方に与することなく、新政府軍の一角として戊辰戦争に参画した。その結果、慶勝と十六代当主の徳成(元千代、のちの義直)に対して、戊辰戦争の戦功賞典禄一万五〇〇石が下賜されるとともに、慶勝は王政復古にも尽力したため、復古賞典として正二位から従一位に昇叙された。他にも、慶応四年正月に犬山藩主となった付家老成瀬正肥が正五位に叙せられ、永世録五〇〇石、田宮如雲に同四〇〇石、田中不二磨に一時金一〇〇〇両が、それぞれ復古功臣賞典として下賜された。<sup>2)</sup>

一方、新政府側についた尾張家に対しては、旧幕臣ほかの徳川方の面々から、批判的な言動が多々寄せられ、ともすれば、薩摩・長州以上に憎悪の対象とされることもしばしばであった。

ところで、王政復古政変に参画し、勤王誘引を展開するなど、慶応四年

前後にかけての尾張家の意思決定を、慶勝の「決断」として高く評価する傾向も一般的に見られるのだが、果たしてそう簡単にいえるのだろうか、厳密に検討する必要があると感じている。慶勝は当時当主(藩主)ではなかったとはいえ、六歳の幼少当主義宜(元千代)を戴く家中にあつては、意思決定の最高責任者の立場にあつたことは疑いなく、一連の動向にまったく関与していなかったとすることはもとよりできないし、むしろ、知らなかったとするほうが不自然である。とはいえ、慶勝の「決断」として、割り切れるほど単純なものではなかったようにも思われる。上意下達的に意思決定がなされたのかどうかも、疑わしい。

というのも、やや時期はさかのぼるのだが、慶応三年半ば過ぎに慶勝は、京都所司代を勤める実弟の松平定敬に書状を出し、その中で薩摩藩と気脈を通じて、幕府(将軍家・徳川宗家)を「軽蔑」するような傾向が見られる田宮如雲ら「金鉄」連(尊攘派の家臣たち)の動向を危険視し、田宮を罷免する内命を幕府から発してほしいと依頼している<sup>3)</sup>のである。この田宮こそ、王政復古政変後に参与に登用されている点も看過できない。

田宮といえ、慶勝と一蓮托生で、御側御用人として慶勝の家中(藩政)運営を支えてきた人物といった評価が一般的ではないかと思うが、慶応三年半ばにおいて慶勝は、側近の田宮の排斥を所司代の松平定敬に求めているのである。この当時、定敬は所司代ながらも京都において老中の職務も担当していた。この慶勝の言動は、無視できるものではない。慶勝はこの書状で、明白に「三親藩之義ハ万事公辺御一體ニ無之而者難成」と表明し、御三家として将軍家の羽翼たるべき勤めを果たそうとしていたのである。そうした慶勝が、半年も経たないうちに、手のひらを返すように正反対の行動を取れるのだろうか。

もちろん、慶応三年末から四年にかけては、政治状況が大きく変わり、三年七月段階では誰もが予想できなかった事態が現出しているのだが、慶勝が幕末以来、一貫して御三家としての立場を強く意識し、將軍家を補翼しようとする姿勢でいたことを踏まえれば、<sup>(4)</sup> 宗家を蔑ろにするような行動はそう簡単にできなかったはずである。

本稿では、王政復古や勤王誘引などの一件を慶勝だけに特化して説明するのではなく、尾張家中の主体となつて活動した勢力にも注目し、尾張家の内情や動向にできる限り迫つてみたいと思う。

ところで、尾張家は結果的に新政府側に荷担することになつたとはいへ、徳川一族の中心として宗家の危急存亡の危機を無視していたわけでは決してない。実際に、慶勝は慶喜の恭順・服罪の姿勢を見て、慶応四年二月に「寛大之御沙汰」をもつて東征軍の進発猶予を願ひ出るなど、新政府の議定職という立場を活かした歎願も行つて<sup>(5)</sup>いる。他にも、水面下で徳川家の救済・存続に向けた活動を繰り広げていたことも、事実として明らかにされてよいであろう。

この件に関しては、慶勝の実弟で、かつて尾張家中において、対立関係にあつた徳川茂徳<sup>(6)</sup>の存在に注目することで、より明確になるように思われる。当時、茂徳は御三卿一橋家の当主であり、改名して茂栄<sup>(7)</sup>と名乗つていた。この一橋茂栄と、慶勝の意を受けて江戸で周旋活動を展開していた水野彦三郎の動向とを関連づけながら、尾張家ないし慶勝の宗家救済活動の実態を明らかにしていきたい。この水野彦三郎は、もともとは尾張家の御儒者であつたが、慶応二年九月に留書頭並、同四年間四月に留書奉行となつた人物である。慶応四年当時は、慶勝の内命を受けて、おもに江戸で徳川方と接触するとともに、江戸城受け取りの際には軍事奉行を勤め、徳

川方との交渉に尽力した人物として知られている。<sup>(7)</sup>

なお、本稿に関わる先行研究に関しては、各章のなかで取り上げた。本文中に引用した史料の読点、傍注、傍線などに関しては、引用者によるものである。欠字と平出は一字あけとした。引用史料中、所蔵史料を明記していないものは、すべて徳川林政史研究所の所蔵文書である。

## 一 尾張家中の新興勢力

### (一) 王政復古政変

最初に、尾張家(藩)が新政府側に与することになつた一連の事件における中心的な勢力について、検討しておきたい。

この点に関しては、まず、王政復古政変後に新政府の要職に就いた人物に着目してみよう。「はじめに」でも述べたように、尾張家からは徳川慶勝が議定に任じられ、五人が参与に任命された。政変当日の二月九日夜、「其藩中、可然仁両三輩、為参与即時可指出旨御沙汰候事」と政府から命じられたことを受けて、一〇日、尾張家から丹羽淳太郎(賢)・田中国之輔(二麿)・荒川甚作が、参与として差し出されることとなつた。<sup>(9)</sup>この時、荒川は国許の名古屋にいたため、急遽上京を命じられている。<sup>(10)</sup>その後、二月一六日に田宮弥太郎(如雲)が、二三日には林左門(安孫子静逸)がそれぞれ参与に任命された。田宮は京都市中取締掛となり、京都の公事・訴訟を取り扱い、<sup>(11)</sup>林は越前藩士の三岡八郎(由利公正)とともに御用金穀の取り扱いを命じられた。<sup>(12)</sup>ただし荒川甚作は、病により翌慶応四年三月朔日に参与を免じられている。<sup>(13)</sup>

彼らは、いずれも家中（藩内）において、慶勝を支持する尊王攘夷派の家臣であった。前述したとおり、田宮如雲は慶勝の側近としてとりわけ著名であり、元治元年（二八六四）八月には、病気を理由に隠居したものの、慶応二年以降、たびたび御側御用人の勤め向きを果たすようと命じられ、文字通り慶勝の側近として重きをなしていた。その一方で、田宮は、政敵・対立勢力（それは尊攘派同志の場合もあった）の存在もあって、しばしば引き籠もりにかかることもあり、その政治的立場は必ずしも安定したものではなかった様子もうかがわれる。<sup>15</sup>しかし、参与就任後の二月二〇日には、尾張家の年寄加判に任ぜられ、藩政の中枢に躍り出ることとなった。荒川や林は、慶応三年以降、尾張家中の人事刷新などの「御一新」に期待を掛け、慶勝はもとより大山の成瀬正肥ら重役の奮起を強く求めている家臣であった。<sup>16</sup>

参与に就任した尾張家の家臣で、特に注目できるのは、丹羽淳太郎と田中国之輔の二人である。まず、両名は、丹羽が弘化二年（二八四五）生まれ、田中が同三年生まれというように、五〇歳代以上の年輩者が重きをなしていた尾張家中にあって、慶応四年時においても二〇歳代と、とりわけ若い家臣であった。両名は慶応三年から頭角を現してくるのだが、二人とも藩校明倫堂の関係者であったことが注目される。丹羽は慶応三年六月に明倫堂助教並となり（実父の丹羽佐市郎も、慶応三年当時明倫堂督学参謀を勤める）、田中も慶応二年一〇月に明倫堂監生、翌三年五月に助教並になっていた。

参与就任後の二月一六日には、藩からそれぞれ雑用米が下賜され（丹羽は二六〇俵、田中は二五〇俵）、同日「參與江付他向江対候節ハ、御役名之儀重役之者可心得<sup>17</sup>」とされ、参与として対応する場合は、「重役之者」と

同等の位置づけとなった。その後、翌四年正月一二日に尾張家の御側寄合となり、二月三日に御用人並に任じられた際には、当分御側御用人の御用向を勤めるようにと達せられるなど、破格の出世を遂げていくのである。

丹羽や田中が関係していた明倫堂では、そもそも前年慶応三年三月に、明倫堂総裁職の佐藤弥平次から「学校更張」と堂中での「人材仕立方」に関する願書が、年寄宛に上申されていた。<sup>18</sup>そこでは、「学業相励候得者励候ニ随ひ、弥異物ニ陥り候様ニ而者、縦学業者相進候共、御問立候者者連も難出来候」という弊害が指摘され、「学校者当分政府之助を以相振ひ、世に後れざる人材を得候筋ニ無之候半而者難成事<sup>19</sup>」と述べられていた。つまり、明倫堂は単なる学問の府ではなく、「政府之助」となり、政治に積極的に関与できる「世に後れざる人材」を養成する機関として機能するよう求められたのである。まさに「政教一致」の理念であり、学問のための学問ではなく、「活学」としての学問が提唱されたのであった。それにともなつて、同年五月には明倫堂の改革が行われ、年寄加判石河佐渡守が明倫堂の惣教を兼務するなどして、政教一致の精神が職制上にも明確にされたのである。明倫堂総裁の佐藤弥平次も、慶応四年二月に年寄加判となった。

かつて明倫堂総裁職を勤めた田宮如雲が、慶応三年五月に明倫堂の「人材引筋」の世話を命じられていた点も、無視できない事実といえる。田宮の嫡男であった田宮兵治も、慶応三年五月に明倫堂督学参謀に取り立てられるなど、田宮父子も明倫堂とは深い関係を持っていた。

こうしてみると、丹羽淳太郎や田中国之輔が家中において頭角を現し、出世した背景には、明倫堂の「政教一致」の理念に基づく改革が背景にあったのではないかと考えられる。彼らのように参与に取り立てられはしなかったが、丹羽や田中と同世代の尊攘派同志であった中村修之進（修）な

ども明倫堂監生となり、ともに周旋活動に関与していたことも注目してよい。他にも、慶応三年十一月に慶勝が上京した際に、若き明倫堂の学生十数人を率いて慶勝に随行した明倫堂督学の鷺津九蔵(宣光・毅堂)の存在も無視できない<sup>(21)</sup>。鷺津は、慶応元年に尾張藩に召し出されて奥儒者となり、その後明倫堂教授・同督学となつて、明倫堂中で重きをなした人物である。そして、明倫堂督学のまま、慶応四年正月二十七日には御広敷御用人並となり、御小納戸頭取を兼勤するなど、側近としても大きな影響力を及ぼしていった。

このように、慶応三、四年の尾張家の内情や政治情勢を見るうえで、明倫堂の要職に就いた人物が、藩政及び慶勝の側近として台頭してきたことを特徴の一つとしてあげることができる。したがって、慶勝の意思決定においても、明倫堂関係者が一定程度影響力を及ぼしたと指摘することも、的外れな推測とはいえないであろう。

## (二) 「姦徒誅戮」―青松葉事件

慶応四年正月に断行された「青松葉事件」においても、明倫堂関係者の関与を認めることができる。

この事件は、慶応四年正月二〇日から二五日にかけて行われた、尾張藩の「佐幕派」肅清事件としてつとに有名である。名古屋市蓬左文庫所蔵の「青松葉事件関係書」(二六一―九三)によれば、「戊辰年、尾州藩士勤王<sup>1</sup>佐幕ノ二ツニ分ル、依之佐幕ノ論主張ノ者ヲ罪シテ、勤王<sup>1</sup>方トナル」と端的に記述されている。

慶勝や尊攘派の家臣たちが滞京中の国許では、佐幕派家臣が息を吹き返

慶応四年前後における尾張徳川家の内情と政治動向

し、慶勝の子で十六代当主であった元千代(義直)を擁立し、旧幕府を支援して薩長勢力と対決しようとする計画が密かになされたという。この動きを封じるために、慶勝は京都から急きよ名古屋に帰着し、首謀者とされる渡辺新左衛門・榊原勘解由・石川内蔵允の三人をはじめ、計一四人を斬罪に処した。その後、禁固・隠居に処せられた家臣は二〇名にも及ぶなど、尾張藩政史上最大の肅清事件であった。処罰された渡辺新左衛門家の別称が「青松葉」とされていたことから、後年「青松葉事件」と称されるようになった。

この事件に関しては、水谷盛光氏による『尾張徳川家明治維新内紛秘史考説』(私家版、一九七一年)や『実説名古屋城青松葉事件』(名古屋城叢書4、名古屋城振興協会、一九七二年)が、古典的な成果としてよく知られている。戦前の『名古屋市史』政治編第一(一九一五年)や、『新修名古屋市史』第四卷(一九九九年)などの自治体史でも、事件の概要が記述されるなど、尾張藩幕末維新史の中でもとりわけ有名な事件である。しかし、この事件に関しては、事実関係は判明するものの、史料の制約などもあって、真相を究明することは現状では非常に困難である。水谷氏による著作も、二次史料をもとにした記述となっており、事実以上の新たな論点は必ずしも提示されているわけではない。青松葉事件は、今でも尾張藩政史上の大きな「謎」のままなのである。

しかし本稿では、これらの先行研究を踏まえながら、できるだけ一次史料をもとにした考察を試み、あくまでも問題提起として、これまでの評価とは異なる解釈を提示したい。そのうえで、処罰された家臣の特徴や処罰理由を取り上げ、あわせて明倫堂関係者の関与についても言及して、事件の性格を把握しておきたい。

まず、事件の発端である。明治期に、尾張藩の勤王の実績をまとめて、政府に提出した編纂物である「徳川義宜家記」には、「斬姦筆記」という副題が付けられた冊がある。周知の文書で、かつ二次史料ではあるが、重要な史料であるので関連部分を引用しよう。<sup>22)</sup>

慶応戊辰正月、慶勝 禁闕ヲ守衛シテ京師ニ在リ、時ニ在國家老列渡  
 辺新左衛門・大番頭榊原勘解由・馬廻頭格石川内蔵允等、坂城ト竊カ  
 「声氣ヲ通シ、朋党ヲ結ヒ、金穀兵器ヲ備貯シ、幼冲ノ義宜ヲ擁シ、  
 慶喜ニ応援セント相謀ル、一藩ノ士之カ為ニ煽動セラレ、殆ト大事ニ  
 及ントス、留守ノ重臣等急ニ使ヲ馳セテ其状ヲ慶勝ニ報ス、是ニ於テ  
 慶勝、成瀬隼人正・渡辺対馬守・田宮如雲・小瀬新太郎・丹羽淳太  
 郎・田中国之助・鷲津九蔵等ト議シテ曰ク、伏水ノ戦既ニ敗ル、ト雖  
 モ慶喜東ニ走ル、其情未タ測ル可カラス、速ニ國中ノ姦徒ヲ鎮圧シ、  
 国論ヲ一定セザレハ、如何ントモナス可ラサルニ至ント、因テ其情実  
 ヲ朝廷ニ奏聞シ、一旦帰国シテ之ヲ処分センコトヲ乞フ、正月  
 十五日特 命之ヲ聽ルス、勅旨左ノ如シ

今度慶喜反形顕然ノ上、東帰致シ候付、逆徒相催シ再挙西上モ難計候、  
 付而ハ尾国封疆ノ儀ハ東海・東山ノ二道ニ当リ、賊衝ニモ候間、警備  
 十分ニ無之候而ハ難相成、且國中姦徒虚ヲ窺ヒ、不良ノ志ヲ逞フセン  
 トスルノ勢モ有之趣ニ相聞候付、兼而禁闕ノ守衛被命候得共、不得止  
 暫時御暇ヲ賜候間、早々帰国、姦徒誅戮、近国ノ諸侯ヲ懲懾シ勤王ノ  
 志ヲ奮發セシメ、藩屏ノ任ヲ第一ニ相心得、帰國中元千代名代トシテ  
 禁闕守衛相勤候様御沙汰候事

これによれば、慶応四年正月、国許の渡辺新左衛門・榊原勘解由・石川内蔵允らが、大坂にいる慶喜を応援しようと、在国家臣たちを煽動したと

いう。これを憂えた留守の重臣は、急使を派遣し京都にいる慶勝にこの状況を報告した。国許の様子を聞いた慶勝は、成瀬ほか重立った家臣たちと諮り、「姦徒」の鎮圧および国論一定を決意し、朝廷に帰国願いを出したという。帰国に当たっては、朝廷から尾張国の警備の重要性を指摘され、「姦徒」を「誅戮」することと、周辺諸侯に対して「勤王ノ志」を勧めるようにとする御沙汰書が、正月一五日に下された。

別の記録によると、「留守ノ重臣等」とは、年寄加判の石河佐渡守・志水甲斐守・問宮外記らで、彼らが御側御用人の生駒頼母・内藤喜左衛門らに諮って、旧幕府を支援しようとする勢力を鎮圧しようとしたという。しかし彼らの力では抑えきれず、深澤新平なる家臣らを京都に遣し、慶勝に国許情勢を報じたとされる。慶勝の御威光をもって「佐幕」勢力を制圧しようと思図したものと思われる。

ここで留意しておきたいのは、国許の情勢を伝えた先が慶勝であり、慶勝が京都の重臣達と相談して最終的に「姦徒」の肅清を決断し、朝廷に帰国願いを出したと記述されていることである。これが現在の通説的理解の根拠となっている。ただし、これは、あくまでも「徳川義宜家記」という後年の編纂物をもとにした見解であり、もう少し厳密な検討も必要であろう。

そこで、可能な限り一次史料を使って当時の状況を見てみたい。まず、在京役であった尾崎八右衛門(忠征)の日記を見よう。

注目できるのは、慶応四年正月一二日条の記述である。この日、尾崎八右衛門は御所へ罷り出たとあり、但書きに「隼人正殿・如雲殿・小瀬氏・八右衛門・荒川氏・丹羽氏・田中氏都合七人、岩倉前中將殿江<sup>(岩倉具視)</sup>朝廷に而<sup>24)</sup>拝謁、尾之国情具に御咄申上、歎願之趣申述之候処、御入腹に相成る」と

記載されている。この日は、慶勝に対して、これまでの「御功勞」に対する「御褒詞」もあったとあるが、「御不例」のため、成瀬正肥が名代として御請を済ませたとも記載されているので、当日、慶勝は病気で御所には参内していない。つまり、慶勝は岩倉具視に面会していないのである。岩倉に面会したのは、成瀬正肥・田宮如雲・小瀬新太郎(御側御用人)・尾崎八右衛門・荒川甚作・丹羽淳太郎・田中国之輔の七名であった。<sup>(25)</sup>前述したとおり、田宮・荒川・丹羽・田中は新政府の参与に任命された者たちで、そのうち田宮・丹羽・田中は明倫堂の関係者でもあった。彼らが、岩倉へ「尾之国情」を話し、「歎願之趣」を述べると、岩倉は「御入腹」になった(承知した)というのである。少なくとも「尾之国情」は、在京尾張家重臣たちへ何らかのかたちで伝わっていたことがわかる。

では、その「国情」とはどのようなものであったのか。「徳川義宜家記」が記載するように、義宜を擁して慶喜を支援しようとする動きがあったのかどうか。結論から言えば、それは一次史料をもって裏付けることはできない。ただ、当時の尾張家中の様子は、以下に示す一次史料から、およその様子をうかがうことができる。

まず、慶応四年正月六日に家中に発せられた触を引用しよう。<sup>(27)</sup>この時、尾張国へは王政復古政変の情報伝は伝わっていたが、鳥羽・伏見の戦いの帰趨は、まだはつきりと伝わっていないことに留意されたい。

大納言様御事、先般 御上京以来、御宗家の御危急深御心痛、朝暮之御間ニ被為立、日夜御奔走御尽力被為遊候得共、終ニ今日之形勢ニ立至り候段、誠以恐入候次第ニ候、然る処、上様ニハ御下阪被遊、大納言様ニ者 禁闕近く被為入、議定職をも御勤ニ而、列藩御衆議等被遊候ニ付、万一列藩之者江御片寄 幕府江被対御不義理之儀等被

慶応四年前後における尾張徳川家の内情と政治動向

為在候様ニ組取候輩可有之哉も難計候様、右體之御訳合ニ而者毛頭不被為在、此以後共弥 朝幕之御間飽御尽力被遊候思召ニ候間、此段能々相弁、若心得違、彼此事情ニ依て、致動揺候而者不可然候間、右之趣承知為仕候様ニとの 御沙汰ニ候

この史料は、王政復古後の尾張家中の動揺を鎮めようと達せられたものである。すなわち、王政復古後、前將軍の慶喜が大坂に下ったのに対し、慶勝は新政府の議定職に就任したため、「列藩(薩摩はか)に同調し、「幕府」に「不義理」を示したかのように見えるが、決してそのようなことはない。慶勝は、今後も朝幕間の周旋に尽力するつもりなので、動揺することがないようにと達している。

少なくともここからわかることは、尾張家中では、王政復古後に、慶勝が議定に就任したことを訝しがり、反発する者もいて混乱しかねない状況であった。これに対して、慶勝は、家中が動揺することを憂慮し、達しを下して鎮静化をはかっていたのである。

次の史料も、京都情勢を受けて、年寄加判石河佐渡守の書付を目付が家中へ触れたものである。<sup>(28)</sup>

正月十日、左之通御目付触

京師之形勢に付、上京之儀相願候輩有之候処、中ニ者濟口不相待、直ニ発足又者達捨ニ罷登候輩茂間々有之、不都合之事情、右者今日之形勢ニ至り候故、一途ニ上京可致与差迫候意内者尤之事情得共、兼而御人数割も有之事ニ付、達捨等ニ而発足いたし候而者御規則之崩ニ相成、殊ニ御自国之御備茂御太切之儀ニ付、忠勤を相励候ハ何方も同様ニ候条、旁此節たり共京師江相越度向ハ有之候ハ、右之趣必相願差図ニ可随事

右之通御家中之輩末々迄不洩様早々可被相触候

正月十日

右之通佐渡守殿被仰渡候付、相達候

慶勝が憂慮したとおり、京都の政変を受けて尾張家中は混乱し、上京しようとする者たちが出てきたという。実際に、二月二〇日には、「御国表合 御目見衆七十人着<sup>29)</sup>」とあるように、尾張から集団で上京してきた者も出てきて規則の乱れも生じていたという。尾張国の警備も重要なので、上京したければ願書を提出し、差図に従うようにと記載されている。ここで「上京之儀相願候輩」は、先に示した家中触を踏まえると、慶勝の議定就任を訝しがった家臣たち、すなわち幕府への「義理」を重んじる家臣、たちではなかったかと想定されよう。彼らがいわゆる「佐幕」的家臣ではないか。

この達や触に見たような様子が、慶応三年末から四年初頭にかけての「尾之国情」ではないかと思われる。こうした状況を、成瀬ら七名は岩倉に話すと共に、何事かを「歎願」したのである。

その「歎願」の内容は、『尾崎忠征日記』正月一三日条の記事から判明する。すなわち、「老公御儀、尾国守備筋に付、暫時御暇朝廷今日被仰出候事<sup>31)</sup>」と記載されていることからすれば、前日の「歎願」は、慶勝に対して、京都を「御暇」して「尾国守備筋」に専念するための御沙汰(勅旨)を発してほしいと依頼したものと想定される。

この御沙汰書(勅旨)は、前掲「徳川義宜家記」で引用した正月一五日に発せられたとされる「姦徒誅戮」と「諸侯ヲ懲漣シ勤王ノ志ヲ奮発セシメ、藩屏ノ任ヲ第一ニ相心得」るようにと命じたものと同様のものである

う。しかし、『尾崎忠征日記』によれば、この朝命が発せられたのは、正月一三日であったことになる。

そして、この朝命の内容から勘案するに、成瀬ら七人は、王政復古後の家中の状況を、「國中姦徒虚ヲ窺ヒ、不良ノ志ヲ逞フセントスルノ勢」があると岩倉に伝えたのであろう。御沙汰書(勅旨)に記載された内容も、成瀬ら七人が少なからず関与したものと見て恐らく間違いあるまい。前日の一二日、岩倉と用談した尾崎八右衛門が尾張家在京方役所がある吉田御屋敷(京都府左京区)に帰邸したのは、三更(午後二時頃)過ぎであったとあるので、御沙汰書の作成をめくっては、かなりの時間が費やされたものと思われる。

以上のことからわかるように、後年の編纂物のように、鳥羽・伏見の敗戦後、慶勝が重臣たちと相談して「姦徒」の鎮圧を決断し、朝廷に帰国願いを出し、それを受けて御沙汰書(勅旨)が発せられたのではなく、恐らく慶勝が関知しないところで、成瀬・田宮以下の重臣・参与たちが、岩倉具視と謀って慶勝に宛てた勅旨を作成し、慶勝に「姦徒誅戮」と「諸侯」<sup>32)</sup>「懲漣」を強要したのではなかったか。もとより、成瀬らは慶勝に奮起を促そうと企図したものと考えられるが、朝命として発せられた以上、慶勝へは無言を言わさない強制力が働く。正月一五日午後二時過ぎ、慶勝は京都を出立し、国許に向かった(二〇日に名古屋着)。

したがって、一連の事件は、慶勝の決断によって実行されたものとは必ずしもいえず、むしろ重臣・参与たちの突き上げによってもたらされた結果であったと見なしうる。

〔表一〕は、この時肅清・処罰された家臣たちを示したものである。処罰は、正月二〇日から二五日にわたって実施された。斬罪・斬首(徳川義宜



[表1] 慶応4年正月 斬首・処罰者一覧(青松葉事件)

|                       |            |                  |                                  |
|-----------------------|------------|------------------|----------------------------------|
| 正月20日 斬罪<br>(於 御城向屋敷) | 渡辺新左衛門(49) | 年寄列・2500石        | 「年来姦曲之所置有之候付、依朝命死を賜ふ」            |
|                       | 榎原勘解由(59)  | 大番頭・1500石        |                                  |
|                       | 石川内蔵允(42)  | 大番頭格・1000石       |                                  |
| 正月21日 斬罪<br>(於 評定所)   | 塚田愨四郎(61)  | 御手筒頭格御書物奉行・200俵  | 「年来姦曲之所置有之候付、依朝命死を賜ふ」            |
|                       | 安井長十郎(52)  | 錦織奉行格表御番・250俵    |                                  |
|                       | 寺尾竹四郎(54)  | 使番格表御番・150石      |                                  |
|                       | 馬場市右衛門(26) | 寄合・200石          |                                  |
| 正月23日 斬罪<br>(於 評定所)   | 武野新右衛門(77) | 元御側御用人・800石(在勤中) | 「年来志不正に付、死を賜候」                   |
|                       | 成瀬加兵衛(62)  | 元御用人・800石(在勤中)   |                                  |
| 正月25日 斬首              | 横井孫右衛門(44) | 寄合・隠居慎中          | 正月23日「御不審之儀有之候付、揚屋入」、「志不正に付、死を賜」 |
|                       | 澤井小左衛門(44) | 寄合・隠居            |                                  |
|                       | 横井右近(51)   | 隠居慎中             |                                  |
|                       | 松原新七(41)   | 普請奉行格・200俵       |                                  |
|                       | 林紋三郎(40)   | 先手物頭格表御番・300石    |                                  |

|       |         |             |                              |
|-------|---------|-------------|------------------------------|
| 正月23日 | 竹居新吉郎   | 中興小性格川筋     | 「従来志不正に付、家名断絶被仰付、天野藤四郎へ御預」   |
|       | 武野新五郎   | 大番組         | 「祖父新右衛門罪科に依而家名断絶被仰付、滝川亀松へ御預」 |
|       | 成瀬光太郎   | 馬廻組         | 「父加兵衛罪科に依而家名断絶被仰付、山村多門へ御預」   |
|       | 鈴木丹後守   | 隠居慎(嘉十郎父)   | 「従来心得不正に付、永蟄居」               |
|       | 成瀬豊前守   | 隠居慎(比佐之丞父)  |                              |
|       | 鈴木嘉十郎   | 御年寄列        | 「従来心得不正に付隠居被仰付、…永蟄居」         |
|       | 成瀬比佐之丞  |             | 「父豊前守依罪科、…被相減、寄合」            |
| 正月25日 | 瀧川伊勢守   | 隠居          | 「思召有之候付、蟄居」                  |
|       | 大道寺主水   | 三千石以上寄合     | 「心得方不直候付隠居、持高被相減、…永蟄居」       |
|       | 千村十郎左衛門 | 隠居          | 「心得方不直候付、永蟄居」                |
|       | 若井歙吉    | 留書頭、差扣罷在    | 「心得方不直候付隠居」                  |
|       | 松井市兵衛   | 御用人御側懸、差扣罷在 | 「心得方不直候付隠居、蟄居」               |
|       | 進 八郎    | 使番          | 「御吟味之訳有之候付隠居、蟄居」             |
|       | 天野儀兵衛   | 寄合          |                              |
|       | 横井孫太郎   | 千石以上寄合      | 「父孫右衛門依罪科隠居、持高被相減…急度慎」       |
|       | 澤井鎰也    | 寄合          | 「父小左衛門依罪科隠居慎」                |
|       | 名倉鉞之介   | 中興小性格       | 「父(武野)新右衛門依罪科隠居、蟄居」          |
|       | 加藤五郎左衛門 | 書院番頭格       | 「御吟味之訳有之候付隠居、…蟄居」            |
|       | 本間太左衛門  | 寿操院様御用役     |                              |
|       | 本杉録兵衛   | 錦織奉行格       |                              |

\*「勤王誘引」「葎之滴見聞雜割」(徳川林政史研究所所蔵)より作成

家記」には「切腹」とある。されたのは一四名、蟄居・謹慎処分となったのは二〇名、計三四名の家臣が犠牲となった。

処罰の際の文言に注目すると、「年来姦曲之所置有之候付、依朝命死を賜ふ」とされた者は七名である。注目したいのは、渡辺新左衛門・石川内蔵允の二人は、西洋式軍制の導入に積極的であったこと、塚田愨四郎は十五代徳川茂徳の当主時代（安政五年（一八五八）～文久三年（一八六三））に、明倫堂督学を勤め機密文書に与り、安井長十郎は茂徳の当主時代に留書頭であったこと、馬場市右衛門は茂徳付の御小納戸として茂徳の側に仕えていたこと、などが特徴としてあげられるが、それ以外は特に際立った活動は見られない。あるいは、王政復古後に「上京之儀相願候輩」の中に、彼らはいたのかも知れないが、重要な点は、この七名のほとんどが、慶勝を支持する成瀬・田宮以下の尊攘派・明倫堂の上層部の者たちにとつては、政敵であったことである。

渡辺以下七名が「朝命」によって肅清された際、「打手は、去年大納言様御上京之節、願之上御供したる人々也、明倫堂中令二十人、其外に四十人計あり、日々代るく刑場に出、警衛す」と註記されているとおり、斬手は明倫堂関係者であったことがわかる。慶応三年一月の慶勝の上京に随行した明倫堂関係者で、「打手」となった人物は、少なくとも八名いたことが諸史料から判明する。他にも刑場に出て警備を担当したのも、おもに明倫堂関係者であった。

翌二一日、物頭以上の者に物出仕が命じられた。この時、慶勝は自ら以下のような書付を読み聞かせたという。<sup>(37)</sup>

一般 朝命も有之、姦臣主謀之者共不審之輩誅戮等夫々処置申付候付而者、誤而党与ニ入候者有之候共、帰順致候者ハ決而其罪を苛責不致候

間、一統深く此意を相弁、心を安し大義ニ心を尽候様可致事

二二日には、物頭以下の寄合組までに書付を読み聞かせ、二三日には寄合組以下御目見以上の者に同様の措置をとった。飽くまでも七名は「姦臣主謀之者共不審之輩」であり、「朝命」を背景に「誅戮」したと、御目見以上の家臣全員に説明したのである。仮に「姦臣」に与したとしても、「帰順」した者はその罪を問わないと明言しているので、二三日以降の処罰は、別の性格のものとして位置づけられる。

「表」に戻ろう。二三日の処罰者は、「志不正」とのことで斬罪となつた者である。「朝命」でなされた処罰ではない。このうち武野新右衛門は、茂徳の当主時代に付家老の竹腰正富（正諫）とともに枢機に与り、御側御用人として勢力を誇っていたことで知られる人物である。<sup>(38)</sup> 文久二年時においては、尊攘派から竹腰正富・鈴木丹後守とともに君側の奸と評され、<sup>(39)</sup> 隠居・差控処分となっていた。

二五日に斬首となつた横井孫右衛門ほかの五名は、二三日に「御不審」があつたため、揚屋入りとなり、最終的に「志不正」との理由で処罰された者たちである。このうち横井孫右衛門・澤井小左衛門・横井右近は、慶応元年に第二次長州戦争で大坂に出向いた茂徳に随行した御用人たちであった。彼らもまた、慶応元年一〇月に一齐に御役御免となり、翌二年二月に隠居・逼塞を命じられていた。<sup>(40)</sup>

要するに、武野にしろ横井にしろ、いずれも過去の経歴や事績を蒸し返されて、しかもすでに処罰を受けていたにも拘わらず、死罪とされたのである。しかも、その処罰は、渡辺新左衛門ら七名とは、次元を異にしていた。

二三日には永蟄居に処せられた者もいる。これも「朝命」ではない。目

を惹くのは、鈴木丹後守・成瀬豊前守といった、かつて慶勝の家中運営に批判的な家臣が、「従来心得不正」として罰せられたことである。その子からも連座して隠居・左遷などに処せられている。彼らも、過去の立場・動向が問題視された結果である。

十五代茂徳に近く、慶勝に批判的であった家臣が処罰されている中で、例外的なのは、若井楡吉と松井市兵衛の二人である。若井は第一次長州戦争の際に、総督慶勝と薩摩との間を周旋し、戦争することなく長州を服罪へと導き、さらに家中対立の火種となっていた茂徳の一橋家継承に尽力し、内訌の禍根を断つことに尽力した人物であった。<sup>(42)</sup> 松井も、若井とともに茂徳の処遇問題の周旋に与っていた。<sup>(43)</sup> 二人とも慶勝を支持していた尊攘派家臣であり、田宮らの同志でもあったのだが、慶応三年後半には薩摩に接近しようとする田宮に対し、幕府擁護の姿勢が顕著となったため、慶応三年一〇月二〇日に御役御免・差控とされていたのである。その上で、さらに翌四年正月二五日に「心得方不宜」として、隠居・蟄居に処せられるのであった。田宮らにとって若井や松井は、裏切り者と評価されたのであろう。

もっとも、「朝命」によって処罰された者と、そうでない者の差異は何であったのか、全く不明瞭である。また、いつのタイミングで処罰者が決められたのかもわからない。少なくとも、「朝命」によって斬罪となった七名以外は、国許で追加された可能性が高いように思われる。

このように「青松葉事件」と称される肅清事件は、「朝命」によって処罰される七名のほかに、過去の経歴や事績を問題視され、処罰を受けた者も多かった。十五代茂徳を支持し、慶勝に批判的な家臣も少なくなかったが、中にはかつての尊攘派同志で路線を異にした者も処罰の対象とされる

など、その内実は複雑・奇怪であったといえる。

しかも、事件の誘因となったのは、成瀬正肥・田宮如雲・丹羽淳太郎・田中国之輔ら、新政府の成立に一定程度関与した尊攘派・明倫堂の上層部たちであって、彼らが政府の実力者である岩倉具視と結託して、慶勝に御沙汰書(勅旨)をもって「姦徒誅戮」を強制したものと推測される。その根拠となったのは、義宜を擁して薩長と対抗しようとするのではなく、王政復古後に幕府への「義理」を重視する家臣たちが混乱し、上京しようとする動向を巧みに利用したのではなかったか。慶勝は、勅旨の陰に成瀬や田宮らがいた事実を知らなかった可能性が高い。成瀬らや田宮らにしても、慶勝に圧力を掛けたかたちとなったことを秘匿する必要が生じた可能性もある。事件に関わる直接的な史料が残されていないのは、その辺りも理由の一つとしてあるのかもしれない。

### (三) 「諸侯愆渎」―勤王誘引

ここで取り上げる勤王誘引も、慶勝の決断としてよく知られており、慶勝の事績のなかでもとりわけ注目されてきた一件である。この「近国ノ諸侯ヲ懲渎シ勤王ノ志ヲ奮発」させる活動も、先の「青松葉事件」に関する史料で見たように、岩倉具視が発した御沙汰書(勅旨)に示されていたことであり、「朝命」によって慶勝が強制された活動であったとみなせる。しかも、背後には成瀬正肥・田宮如雲・丹羽淳太郎・田中国之輔らの画策があり、朝幕間の周旋を企図する慶勝に業を煮やすかのように、彼らが「朝命」という圧力をもって、慶勝を勤王誘引活動へと誘導したのである。

この勤王誘引に関しては、戦前の『名古屋市史』政治編第一でも紹介さ

れているので、古くから知られた事実であったが、広く注目されるようになったのは、最近の研究成果によつてである。例えば、「勤王誘引筆記」〔勤王誘引記事〕（いずれも徳川林政史研究所蔵などの編纂物をもとに、勤王証書の書式・内容や活動の構造を明らかにした寛敏夫氏の研究<sup>45</sup>）、「勤王誘引関係書類」〔同前所蔵という一次史料を用いて、東海道筋の誘引活動の実態と意義を論じた上野恵氏の論考<sup>46</sup>、また岡崎地方を中心に三河国に知行地を持つ旗本の「勤王」化について網羅的に紹介した柴田知憲氏の研究<sup>47</sup>などが知られている。本稿でも、こうした研究に学びながら、特に明倫堂がこの誘引活動に関与していたことを強調していきたい。

勤王誘引活動に関わるメンバーが、どのような手続きを経て選ばれたのか、具体的に示す史料は見出せないが、「表2」に掲出したように、四〇名がその活動に関与した。これを見るとわかるように、明倫堂関係者や明倫堂国学教授を勤めた植松茂岳の門人が多く関わっていたので、前記の成瀬・田宮・丹羽・田中らの意思が働いていたことは疑いなくであろう。活動の中心となったのは、「勤王誘引懸」となった①丹羽淳太郎と③鷺津九蔵の二人であり、関連文書中にもその名が頻出する。一方、明倫堂総裁兼年寄加判の②佐藤弥平次の名は、それほど登場しないので、名譽職のような立場で名を連ねていたものと思われる。年寄加判である人物を活動に取り込み、中枢に据えることで、明倫堂の「政教一致」の理念を体現したものと見なすこともできよう。

〔表2〕の備考欄にある「勤王誘引懸附属」とされた者は、勤王誘引の担当者となり、尾張周辺の三河・遠江・駿河・伊勢・美濃・信濃・上野に出張し、それぞれ大名家臣や旗本たちに勤王証書の提出を慫慂していった。その活動の実態は、前掲の先行研究に譲りここでは割愛するが、誘引先の

大名・旗本やその重臣たちが、勤王誓約や証書提出に関わつて尾張国に出張してきた場合、片端長島町（名古屋市中区丸の内）にあつた明倫堂が、その接待場となつたことに注目したい。堂内に「待賓館」という応接場を設け、ここで各藩の使者に対応したのである。応接に当たつては、諸国に派遣されなかつた「勤王誘引懸附属」の者たちが、丹羽や鷺津の指示に従つて応対したものと想定される。慶応四年正月二十九日には、早くも三河吉田城主（吉田藩）の大河内（松平）信古の家臣二名と、美濃加納城主（加納藩）永井尚服の家臣一名が、待賓館を訪れ、以後二月上旬にかけて来訪者が相継いだ<sup>49</sup>。そして、以下の史料にあるように、二月中にはある程度、誘引活動の効果が出てきて帰順者がまとまつていたことがうかがわれる。

弊藩近境諸藩勤王誘引方之儀、兼而 朝命を相蒙候付、三遠駿ハ使節之もの差向候処、箱根以西ハ説得方行届、概略帰順いたし、証書も追々与差出候、就夫右諸藩并徳川庶人旧麾下之者共人名并証書写等御達申答候得共、何分数百ヶ所之義三有之、容易三調も行届兼候付、先々不取敢帰順実功之次第御承知として申上候、以上

二月

尾藩勤王誘引懸

鷺津九蔵

これによると、「帰順」の実数を把握することが困難なほど、帰順者が大多数に及んでいたことがうかがえる。注目したいのは、冒頭、鷺津が「弊藩」と記載しているところから、宛先は慶勝とは考えにくく、新政府の要人ではないかと想定されることである（この文書の端裏には「扣」と記載されている）。「朝命」によつて実行された誘引活動は、あくまでも新政府の管理のもとにおかれていたことを示していよう。

最終的には、三月二一日に、徳川慶勝の名をもつて、「最早近傍ライテ

王室ニ帰向不仕候者ハ無御坐、全 聖徳ノ所致ト奉存候<sup>51</sup>と、活動の終了を報告し、今後勤王証書を持参した者があつた場合は、直接太政官に提出するよう働きかけるとしたのである。

尾張家に勤王証書を提出した大名・旗本の数を正確に把握することは難しいが、前掲註(46)の上野論文によれば、四六五人に及んでいたという(「徳川義宜家記」に基づいた数)。しかし、この数は飽くまでも証書が朝廷へ提出された数であつて、大名家臣や旗本の在所詰め役人などから提出された証書も含めると、膨大な数にのぼつたものと思われる。

上野論文によれば、勤王誘引を受けた大名・旗本らは、勤王証書を提出した後、上京して改めて朝廷に対して帰順の意を示すこととなるが、その際には必ずといって良いほど名古屋に立ち寄り、明倫堂内の待賓館を訪れて、慶勝に御機嫌伺いの謁見を願つたり、献上品を贈つたりしたという。尾張家でも、京都に不案内の旗本たちに対して、待賓館詰めの役人から在京御用達役に書状を送つて、取り計らい方を依頼するなど、仲介役を果たしていったのであつた。

このように、明倫堂関係者は、「勤王誘引」活動に深い関わりを持っていたのであるが、それだけではなく、さまざまな「勤王」行為に関与していたことをうかがわせる史料もある。例えば、以下に示す史料は、「明倫堂別段学寮学生」であつた一東順造なる者から、勤王誘引方役所に上申された願書である。<sup>52</sup>

謹奉上言候、今般関東 御親征被 仰出 御上御先鋒之任被為 請候  
趣承知仕候ニ付、不肖私有志之者等両三輩申合、数百年來御国恩奉報  
謝度、付而ハ御領分八郡之内遠近諸村々ニ潜伏罷在候豪俠之者循撫いたし、一方之遊軍ニ驅馳為致度、右豪俠之者ハ重義軽死防禦之御用ニ

慶応四年前後における尾張徳川家の内情と政治動向

可相立候間、何卒御聞濟被成下置候様仕度、豪俠之者循撫教諭方ハ不肖私初之度内ニ有之候得共、元豪俠を以相顕候者ニ付、仰 御国威循撫方ニ罷出度、尤籍 御国威強論不作法之義ハ決而不仕、且豪俠之者共ニハ威勝ケ間舗事等ハ不及申上、取鎮猶更常體ニ潜伏罷在候様屹度教諭可仕候間、当時勢之義ニ付、迅速御聞濟之御否奉仰、即日ニも遠近村々江周旋方ニ罷出申度、右等之事件不肖私初者江被 仰付候様赤報之一志を以奉懇願候、謹白

辰二月

明倫堂別段学寮学生

順造(花押)

誘引方御役所

二月三日、「賊徒」追討のための親征の詔が発せられた。七日には各藩に対して、先鋒を命じる沙汰書が発せられ、尾張藩は薩摩・長州・紀州・藤堂・備前・土佐の各藩とともに、東海道先鋒を勤めることとなつた。<sup>53</sup>願書にある「御上御先鋒之任」とはそのことを指す。ここでの「御上」は藩主(当主)である義宜(元千代)のことである。

さて、願書では、東海道先鋒部隊の遊軍として、尾張八郡のうちに潜伏している「豪俠之者」を加えてはどうかと提案し、自身ほかの有志の者数人がその選抜・周旋に与りたいと願ひ出た。提出先の「誘引方役所」が、こうした軍事編成に関与していたかどうかは不明である。ただ、勤王誘引懸として、その活動を牽引していた丹羽淳太郎と昵懇の松本省庵<sup>54</sup>、壬生出身)が中心となつて集められた磅礴隊という草莽集団が、慶応四年正月中にすでに結成され、勤王活動に従事していたことが、誘引方役所に願書を提出する背景としてあつたのかもしれない。(表2)に示したように、<sup>54</sup>松本省庵のもとで磅礴隊も勤王誘引活動に参画し、三河国の重原陣屋を訪

| 派遣・出張先   | 備考                        |
|--|---------------------------|
|  | 勤王誘引懸                     |
|  |                           |
|  | 勤王誘引懸                     |
| 東山道総督の命を受けて美濃取締、2/? 美濃切通・揖斐・北方・岐阜・関<br>信濃旧旗本領取締り   |                           |
| 2/? 大竹庫三郎(三河赤坂・遠江中泉)   |                           |
| 2/? 駿府城・紺屋町代官受取  |                           |
|  | 勤王誘引懸附属                   |
| 1/30 遠江浜松、2/4 横須賀、2/5 相良、2/7 掛川、2/8 駿河田中、2/10 小島、<br>2/11 久能山、2/15 沼津  | 勤王誘引懸附属                   |
| 同上   | 勤王誘引懸附属                   |
|  | 勤王誘引懸附属                   |
| 東山総督の命を受けて信濃取締り、3/? 信濃高遠・田之口・伊豆木・埴原・<br>松島・上野高崎  | 勤王誘引懸附属                   |
|  | 勤王誘引懸附属                   |
|  | 勤王誘引懸り締役                  |
|  | 勤王誘引懸附属                   |
|  | 勤王誘引懸附属                   |
|  |                           |
| 1/? 三河重原   | 明治1 北越出兵・参謀               |
| 2/8 信濃松本、2/10 上田・百瀬、2/12 上野碓井、2/13 安中、2/15 前橋・吉井・<br>小幡・七日市、2/18 沼田、2/24 伊勢崎、2/25 新田、2/26 館林                 | 勤王誘引懸附属                   |
| 2/1 三河岡崎・拳母・田原・吉田・刈谷・西尾・新城・赤坂・西大平・本宿・<br>長沢・大草・西郡・西端・足助・土呂・本郷・形原・深溝・永良・坂崎・安城・<br>西広瀬・畑村・則定・赤根・大嶋・保久          | 勤王誘引懸附属                   |
|  | 養父録兵衛は明治1・1 蟄居(青松葉<br>事件) |
|  |                           |
| 2/22 信濃飯田、2/23 阿島・山吹・山本・市田原、2/14 高島・飯嶋、2/26<br>岩村田・小諸、2/26 御影、2/29 上田、2/30 中之条、3/1 松代・中野、3/3<br>須坂・六川、3/4 飯山 | 勤王誘引懸り締役                  |
| 同上   | <b>養父の主馬は植松茂岳の門人</b>      |
|  |                           |
|  | 不明                        |
| 柘植・千賀と同じ   | 勤王誘引懸附属                   |
|  | 勤王誘引懸附属                   |
|  |                           |
| 荒川弥五右衛門に同行   |                           |
| 荒川弥五右衛門に同行   | 不明                        |
|  | 勤王誘引懸附属                   |
|  | 勤王誘引懸附属                   |
|  | 勤王誘引懸附属                   |
|  | 勤王誘引懸附属、明治4・7 名古屋県<br>少参事 |
| 荒川弥五右衛門に同行   | 勤王誘引懸附属                   |
| 1/28 伊勢、2/1 美濃岩村、信濃松本  | 文久2 金鉄党連盟、勤王誘引懸附属         |
|  |                           |
|  | 勤王誘引懸附属                   |

〔表2〕 勤王誘引

| 番号 | 名前(諱)       | 役職・肩書                          | 明倫堂関係                            |
|----|-------------|--------------------------------|----------------------------------|
| ①  | 丹羽淳太郎       | 参与                             | 慶応3・6 明倫堂助教並                     |
| ②  | 佐藤弥平次       | 年寄加判                           | 慶応1・5 明倫堂総裁                      |
| ③  | 鷺津九蔵        | 用人次座・御広敷御用人御小納戸頭取兼・明倫堂督学       | 慶応3・5 明倫堂督学                      |
| ④  | 荒川弥五右衛門(定英) | 用人次座・使番                        |                                  |
| ⑤  | 中川庄蔵(政賢)    | 用人格                            |                                  |
| ⑥  | 赤堀次郎兵衛(忠信)  | 監察                             |                                  |
| ⑦  | 都築九郎右衛門(泰観) | 監察                             | 明治1・9 明倫堂罷出                      |
| ⑧  | 栢野又三郎       | 表番                             |                                  |
| ⑨  | 栢植大次郎(直治)   | 寄合組                            |                                  |
| ⑩  | 千賀等(彬)      | 馬廻組                            |                                  |
| ⑪  | 勝野正太郎       | 細工頭格・白鳥材木奉行調役錦織奉行調役兼・木曾材木奉行吟味役 |                                  |
| ⑫  | 丹羽龍三郎(貫)    | 明倫堂助教並                         | 慶応4・1 明倫堂助教並                     |
| ⑬  | 丹羽信四郎       | 明倫堂助教並                         | 慶応4・1 明倫堂助教並                     |
| ⑭  | 岡田半之丞       | 留書奉行助役                         | 明治2・1 明倫堂主事                      |
| ⑮  | 岡田半七郎       | 徒目付組頭格徒目付                      |                                  |
| ⑯  | 岩田與一郎       | 徒目付組頭格徒目付                      |                                  |
| ⑰  | 今泉新蔵        | 小普請組                           |                                  |
| ⑱  | 山上甚之丞(正輝)   | 寄合組鉦十郎父 隠居                     |                                  |
| ⑲  | 佐久間嘉計雄      | 寄合組十兵衛父 隠居                     |                                  |
| ⑳  | 野村八十郎(秋足)   | 大番組秋助父 隠居                      | 明治1・12 明倫堂国学教授 植松茂岳門人            |
| ㉑  | 本杉清五郎       | 錦織奉行格録兵衛養子                     |                                  |
| ㉒  | 原鉞太郎        | 使番並彦四郎惣領                       | 明治2・8 明倫堂劔術助教                    |
| ㉓  | 角田主税(弟彦)    | 普請奉行格・留書奉行久次郎弟                 | 慶応4・7 明倫堂国学助教見習、植松有園(茂岳嫡男)の長女と結婚 |
| ㉔  | 奥田鎌之助(正香)   | 寄合 武彦厄介                        |                                  |
| ㉕  | 山崎次郎(織部)    | 書院番 惣左衛門次男                     |                                  |
| ㉖  | 水谷松三郎       | 大番組 左二郎弟                       |                                  |
| ㉗  | 楠庄五郎        | 本丸番 七兵衛厄介                      | 明治2・5 明倫堂助教見習                    |
| ㉘  | 三輪庄太郎       | 納戸詰                            |                                  |
| ㉙  | 堀田権九郎       | 鉄炮玉薬奉行手附吟味方                    |                                  |
| ㉚  | 不破椿五郎       | 徒格以下小普請                        |                                  |
| ㉛  | 林吉右衛門(信)    | 熱田船番所・船手方                      |                                  |
| ㉜  | 江崎清兵衛(末雄)   | 荒川弥五右衛門附属                      |                                  |
| ㉝  | 服部一太郎       | 鷺津九蔵附属                         |                                  |
| ㉞  | 松本省庵        | 磅礴隊惣括                          |                                  |
| ㉟  | 松下武之助       | 在京用達役書役添番                      | 元治1・11 明倫堂給事召抱                   |
| ㊱  | 犬飼司馬太郎      | 円城寺番所同心見習                      | 明倫堂訓導並                           |
| ㊲  | 熊沢衛門助(有義)   | 荒川弥五右衛門附属                      |                                  |
| ㊳  | 山崎彦十郎(義方)   | 楽人 岩平養父隠居                      |                                  |
| ㊴  | 加藤秀之進       | 目見医師                           |                                  |
| ㊵  | 杉村寿目蔵       | 石河佐渡守家来                        |                                  |

\*「勤王誘引」「待賓館御用留」(徳川林政史研究所所蔵)などをもとに作成。藩士の履歴などは「藩士名寄」を参照。

れ勤王証書と兵器の献納書を提出させ、この書を参与であった田中国之輔に差し出していたというのである。<sup>(56)</sup>

ただし、一東順造による願書は、三月にも同趣旨のものが再上申されているので、願いが聞き届けられたどうかは定かではない。すでに二月一八日には、大番頭・御用人を勤め、軍事奉行となった富永孫太夫らが、七八四名を率いて名古屋を출立していた。<sup>(58)</sup>

いずれにしても、明倫堂の学生から、親征に伴う先鋒軍派遣に対して、意見が提出されていたことは看過できず、明倫堂がさまざまに「勤王」行爲に関わっていたことを示す事実として指摘しておきたい。

## 二 徳川救済の歎願活動と尾張家

### (一) 水野彦三郎の周旋

第一章では、鳥羽・伏見の戦い以降、尾張家が「勤王」へと旗色を鮮明にし、新政府軍の一翼を担って行動していた様相を具体的に見てきたが、本章においては、徳川親族の立場で、宗家の救済活動に陰ながら尽力していた尾張家の姿に注目してみよう。

その活動に大きく関与したのが、水野彦三郎という御儒者出身の尾張家臣(藩士)であった。水野は徳川茂徳当主時代の文久期以降、前当主徳川慶勝の意向を受けて、名古屋・江戸・京都などで周旋活動に与っており、尾張家中のなかでも幕閣と深い関わりを持っていた家臣の一人であった。

慶応四年(一八六八)正月当時は留書頭並で、同年閏四月に留書奉行となる。翌明治二年(一八六九)一〇月には名古屋藩権少参事となって、公用人補助

も兼務したことから、維新後の藩政でも重要な職務を担いつつ、幅広い人脈を活かして周旋活動に関与していたことがうかがわれる。

このような水野の慶応四年当時の動向を、当人がまとめた「明治元年雜記録」(全四冊)に基づきながら跡づけていきたい。この史料は、明治以降に水野が関与した尾張家の維新史編纂や徳川慶勝の事績編纂事業の一環で作成・収集された史料と思われる、基本的には後年の筆記・記録である。しかし、なかには一次史料も合綴・貼付されるなど、貴重な文書も少なくない。ここでは、この「雜記録一」中の「宗家ノ罪ヲ謝スルノ件」と題された項目に即しながら、水野の活動をまとめていく。本章で、特に註記がない場合は、本史料からの引用と解されたい。適宜、水野宛の書翰や自身の書翰草稿をまとめた「明治元年書翰集」(これも慶勝の事績・維新史編纂の過程で集積された史料群)も参照する。<sup>(61)</sup>

江戸にいる水野彦三郎が京都の変事(鳥羽・伏見の戦い)を聞いたのは、慶応四年正月八日であった。慶喜が東帰したという風説を二日に得ると、翌一三日に江戸城に登營、果たして京都に在勤していた諸有司に偶然出くわし、真実と知る。理由を確かめる前に、老中板倉勝静が水野に会いたいと申し出たため、水野は板倉と対面することとなった。板倉は、五年前の文久三年(一八六三)に十五代茂徳の尾張家当主隠退を水野に示唆した老中でもあり、お互い旧知の間柄である。一三日は、大名・諸役人が登營し、老中に謁を乞う者がいたにも拘らず、多事を理由に面会を謝絶されることが多かった。こうしたなかで、板倉に対面できた水野を訝しがる人もいたという。

板倉の話は明瞭である。京都で「不虞(思いがけないこと)ノ変」があり、朝廷から「征討ノ師」が発せられると聞き恐縮した慶喜は、大坂城を徳川



慶勝・松平慶永に託して東帰した。慶喜が朝廷に対して「異心」がないのは、慶勝も了解していることなので、尾張家からも朝廷に謝罪し、朝敵の汚名を雪ぐために尽力してほしいというのである。板倉は、慶喜に謁見できる手はずも整えたのだが、この日慶喜は大奥に入り、静寛院宮に拝謁願いを出していたため、水野は慶喜に会えず、板倉から早々に上京して慶勝に事情を報告するようにと依囑された。水野自身も想定外の事態に驚くものの、江戸詰の年寄加判津田太郎兵衛と御側御用人渋谷三左衛門と協議して、一五日に江戸を発足し、二〇日に熱田に到着するのである。

正月二〇日は、京都を発った慶勝が名古屋に到着した日でもあった。慶勝の帰着を聞いた水野は、城に入ろうとするも、折しもこの日は城門を固く鎖して出入りが禁止されていた。そこで成瀬正肥を訪問したが、成瀬もいまだ退城せず、夜半に至りようやく帰邸するという尋常ではない事態であった。前述のように、この日は渡辺新左衛門ほか三名を斬罪に処した日である。成瀬からこの事実を聞いた水野は、「一驚ヲ喫セリ」という状況であったという。翌二一日に入城して年寄・御側御用人に会談したところ、この日も「奸徒」に死を賜う日とのこと、取り付く島もない。結局、「此局ヲ了セサレハ、他事ニ及フ可ラス」ということで、水野は二、三日を無為に過ごしている。裏を返せば、この「青松葉事件」はそれだけ重大事件であり、慶勝ほかの重役が、他の事案を処理できないほどの案件であった。

水野が慶勝に謁見できたのは、正月二五日であった。水野は江戸の事情とともに板倉から救済依頼があったことを伝えるが、慶勝は「我在京セハ直チニ 天朝ニ哀訴セシニ、今奉命セシ事項果サ、レハ登京スヘカラス」として、すぐに対応することはできない状況であった。前述したように、

慶応四年前後における尾張徳川家の内情と政治動向

朝廷から慶勝へ「勤王誘引」が沙汰されていたからである。そこで慶勝は、内使を京に遣わして、在京中の参与田宮弥太郎（如雲）をして、松平慶永に内議させたという。慶勝は、田宮に対して、松平春嶽と連携して宗家の救済を図るよう打診したものと想定される。

ついで慶勝は、水野に対して、江戸に京都情勢を報ずる使者を命ずるとともに、江戸で暮らしている貞慎院（十二代齊荘の御簾中・田安齊匡の女）と鉏姫（齊荘の女・貞慎院養女）とを江戸から尾張に避難するための用務担当を命じた。<sup>63</sup> これを受けて二月三日に水野は名古屋を出立し、八日に江戸に到着、板倉勝静に面会して慶勝の意向を伝達した。

この間、松平慶永は京都にあって慶喜の救済のために尽力していたが、はかばかしい成果は得られず、家臣の本多修理を江戸に下向させ、水野彦三郎との連携をはかろうと企図した。本多が京都を出立したのが二月七日、江戸に到着したのは同一四日のことであった。<sup>64</sup> 慶喜は一二日に、恭順の意を実効に移すため、田安家隠居の田安慶頼と津山松平家隠居の松平斉民（十一代將軍徳川家斉の一四男）とに江戸城内の後事を託して、寛永寺大慈院へ閉居・謹慎していた。

一方の慶勝は、新たに家臣を江戸に派遣することは「嫌疑アリ」として、知多郡大高の長壽寺住職の陽春に内命を発して、成瀬正肥の直書を水野彦三郎へ手交させた。<sup>65</sup> この直書の別封によると、慶勝は尾張・紀伊の重職者を急行東下させて、徳川方の意見調整を図りたいとしていた。田宮弥太郎が執筆したといわれる慶勝の計画は、以下の通りである。

先般京坂間之一件ハ、独 御本家而已御罪のミならず、第一会桑を初  
執參并旗下之士共ニも有之事ニ付、罪之ある処之もの夫々深く奉恐人、  
悔悟伏罪誰言人抗命之者モ無之、如何様之御沙汰も謹而奉待朝裁候様

## 相成事

一、右様行届候上、田安御隠居・一橋大納言様右之趣之謝罪状を御持参、大総督府御軍門江御出、御捧ニ而右様一同伏罪朝裁次第二相成候上ハ、何卒最早 錦旗ハ御止リニ相成候様御哀訴ノ事

一、静寛院宮様ヨリ御内使を以 大惣督宮江御寛大ノ御歎ノ事

一、朝廷江者輪王寺宮ノ御役方を以、是ハ強而是ニ限り候 急行ニ而前頭之通 訳ニもあらず之謝罪状を為御捧、 錦旗御止リ方之御歎訴之事

これによると、まず鳥羽・伏見の一件の責任を慶喜一人に押し付けるのではなく、会津・桑名・旗本らの関係者も罪に服して、誰一人として新政府に抵抗する者がいないような状況にすることを前提として、以下のような歎願活動を想定していた。一つは、田安家隠居の慶頼と一橋大納言（一橋茂栄）とが大総督府の軍門に罷り出て、東征軍の進軍中止を歎願する。つぎに、静寛院宮から大総督の有栖川宮熾仁親王へ、徳川家に対する寛大の御沙汰を歎願する。そして、朝廷に対しては、伏見宮邦家親王の皇子で輪王寺宮門跡となっていた公現法親王が、東征の中止を歎願する。

このように田宮の案では、徳川方で恭順体制を盤石にしたうえで、徳川家上層部の各方面から歎願使者を派遣することが計画されていたのである。

一方、二月一二日に慶喜が寛永寺に退隠したことを聞いた慶勝自身も、東征軍の進軍猶予を朝廷に歎願した。<sup>(68)</sup>しかし、同月二二日、東征大総督府を設置した上は、総督府を経由しない歎願書は、朝廷では受け付けられないとする沙汰書が発せられたため、<sup>(69)</sup>ほとんど拒絶されたも同然であった。ここに慶勝は、江戸の徳川方から大総督府への歎願活動に、より強い期待を抱くようになっていった。

この間、徳川方の恭順姿勢に関しては、慶喜の退隠について二月一六日に会津の松平容保が江戸を發し、退隠・閉居の意思を示していたが、江戸にいる会津の家臣たちは、服罪の姿勢がまったく見られない状況であったという。たとえば、江戸に來た越前の本多修理は、「会津ノ如ク、御主人御國へ御歸リ斗ニテ、御家來不謹慎ノミナラス、横浜テ鉄炮ヲ相求ニ、又神奈川へ多勢出シタ杯ノ風聞有之」などと、謹慎の様子は見られず、むしろ抗戦姿勢を堅持している状況であった。しかも「会津ヲ兎角上様御決斷御出來不被成」、「上様ニモ会ヲ御放シ難被成御心中ハアル」と、若年寄の大久保忠寛（一翁）が述べるように、寛永寺で謹慎中の慶喜も、会津へは手出しができないような有様であったといふ。<sup>(70)</sup>

このように、徳川方の服罪が必ずしも十分ではないなかで、歎願計画が進められていくが、そもそも江戸の水野彦三郎が、「尾より誰モ出府不致、在京ノ重役ニテ周旋可致旨申來、然ル処重役ハ事ニ不馴故、私ニセヨト云」と本多修理に述べたように、尾張・紀伊の重役は期待通りに機能せず、結局水野や本多らが周旋することとなっている。

静寛院宮へは侍医の中山撰津守を通じて歎願書の執筆を懇願し、輪王寺宮公現法親王へは、尾張家の祈願所である自證院を介して法親王に奮起を促していった。最終的には自證院が先發して、公現法親王自ら大総督府の軍門まで歎願使者を勤めることとなる。田安・一橋に対する説得は、次項で取り上げよう。

## (二) 一橋茂栄の歎願活動

東征軍の進軍中止や宗家救済の歎願活動は、江戸の徳川方だけではな

く、京都の松平慶永や譜代大名など各方面から行われ、そのすべてが一定の意味を持っていた。とはいえ、新政府の徳川家処分に直接関わりを持った活動は、そう多くはなかったといえる。

そのうち、静寛院宮による伯父橋本実麗・従兄実梁宛の直書を持って、正月二日に上京した土御門藤子は、女使であるがゆえに入京でき、最終的に「條理明白謝罪の道も相立候上ハ、厚恩召も有らせられ候やニも伺候」とあるように、徳川家処分に関する朝廷の意向を引き出し、徳川方に伝達できた点において、少なくとも意義を有していたといえる。

そして、よく知られているように、慶喜の直命を受けた精鋭隊頭の山岡鉄太郎(鉄舟)が、陸軍総裁の勝海舟と打ち合わせをしたうえ、勝の西郷隆盛宛書翰を持って駿府に赴き、西郷と談判したいわゆる駿府会談では、徳川家の降伏条件が具体的に明らかにされた。この成果を受けて、勝は三月一日・二日と二度にわたって西郷隆盛と会談を持ち、降伏条件の実施に向けて駆け引きをすることができ、四月一日の江戸城明け渡しを迎えることとなるのである。<sup>(74)</sup>

こうした過程のなかで、ここで取り上げる一橋茂栄の歎願活動はどのように位置づけられるのであろうか。御三家尾張家当主の経験者ながら、慶喜が宗家を相続した後に、御三卿一橋家を相続するという異例の経歴を持ち、慶喜が東帰した後、茂栄に家督を譲るかも知れないと噂されるなど、慶喜との因縁が浅くはない(実際に茂栄は、慶喜と同様に水戸の血筋であった)人物の歎願活動である。もつとも、茂栄が大総督府に宛てた慶喜の助命歎願書を持って江戸を出立したのが三月四日で、前述のように、この時すでに徳川家処分に対する朝廷の意向は、徳川方に伝わっていた。そして、茂栄が駿府滞在中の大総督有栖川宮熾仁親王に歎願書を提出できたのが三月

二七日、ついで、慶喜の恭順姿勢を受けて寛大の沙汰があるので、江戸に帰って待つようにと大総督府から申し渡されたのが同月二九日と、これも徳川家のほうでは、既に降伏条件をめぐって新政府側と交渉した後のことであった。したがって、茂栄の歎願行為そのものが、徳川家処分に影響を与えたとは考えにくく、積極的な意義を見出すことは難しいように思える。ただし、尾張家や実兄徳川慶勝の立場を考慮に入れることで、茂栄の歎願行為の意味やその存在意義を明らかにできるように思われる。以下、尾張家との関わりにおいて、茂栄の活動を見ていきたい。

まず、そもそも茂栄の歎願は、同じ御三卿の田安慶頼と連携して行うこととされていたが、なぜ単独行動となったのか。

これに関しては、本多修理の日記を見よう。まず、本多が田安慶頼に歎願使者を打診したところ、田安は「誠ニ大驚被成大事シヤ、自分ハ論シタコトナイ、トテモ遠方へ者行カレヌト被仰タ」とあるように、田安は「自分は論じたことがないので遠出はできない」と話し、歎願使者を拒否した。結局、「田安公ハトテモ不叶、昨日(二月二十六日)ハ大議論ニナリ候へとも、トテモ不叶、依テ田・橋之中御一人と申事」とあるように、田安の派遣は諦め、一橋茂栄一人に交渉を絞ることとなった。

とはいえ、茂栄を説得することも、そう簡単なことではなかった。水野彦三郎が茂栄に歎願使者を打診した時の模様を、以下に示そう。<sup>(75)</sup>

①(二月)廿六日、橋公へ出候処、御前へ被召出、御使被仰蒙処、三家と違ひ部屋住同様不事馴候間、彦三郎出候は、行くとの御意有之候へ共、事務多端、且主命も無之故を以御辞退申上、私不罷出候へは、橋公も御止め可被成との御仰故、無是非及御受、晦日には御免途難被成との御儀候へ共、一日も早き方可然と存候由、大総督府に而御詰問

あるへき歟と殊の外御恐怖之御様子

②(二月晦日)橋公御舟之事御相談に付、決而不可然、彼必横道坏との申立に而受け申間敷と申達、多分御陸行に可相成趣之由、御舟行之御内慮は、一段尾州へ被為人、老侯へ被為人、老侯へ御相談、夫々督府へ御出可被成御心算被為在事之由

これを見てわかるように、茂栄も大総督府へ赴くことに恐怖心を抱いており、歎願活動に消極的であった。注目すべきは、水野が同行すれば出向くとあたり、船でいったん尾張に入り、慶勝の後ろ楯を得てから大総督府に赴くと記載されていることなど、実家の尾張家を頼っていることである。さすがに水野も、船を用いての歎願活動は不可とするが、同行の拒否は難しかった様子もうかがわれる。

一橋家臣の中根長十郎と川村清輔が水野に宛てた書状(二月二九日付)では、茂栄が歎願について相談したいことがあるので、一橋屋形に来てほしいと、夜中であってもお構いなしに水野に依頼している<sup>(80)</sup>。これを見ても、茂栄が水野に依存するところは大きかった。水野の関連史料の中には、大総督宮宛の歎願書の草案が残されており、水野による書き込みの痕跡もある<sup>(81)</sup>ので、水野が歎願書の文面に関与した可能性もある。

そのうえで、茂栄は慶勝宛の直書を認め、水野にその内容の確認も依頼していたようである。文久期から慶応期にかけて、反慶勝派家臣に推戴され、慶勝とは対立関係にあった茂栄が、実兄の慶勝に宛てた書状である<sup>(82)</sup>。端裏に「関東御討入之際、為謝罪大総督府へ御哀訴之時、老公へ御文通之御下夕書也 玄同公御直書」と記載されている。

奉肅呈啓、春暖之節候処玉鉢益御機嫌能奉恐悦候、拝呈之書茂其後折絶御機嫌も不伺条不悪御寛恕奉願候、昨年京地江暑中伺候後東西紛々

心外ニ御無音、其後御帰国之旨をも伺候処、無程貴国之御所置品をも伝承驚怖、当今ニ至ル迄打過罷在、宗家之大事ニ付而も此上ハ只尊尊影を奉頼候今無他事奉存居候得共、万一拙身ニ於而も御同居中御不本意ニ思召被為在候御次第も如何哉と、前文御所置ニ付而も御遠慮申上、不本意ニ存、消光心痛之折柄、此度拙事錦旗御差向之為、謝罪上り候様ニ相成、猶以前後忘却、只々尊兄君へ御依頼申上候而已、幸貞公御上尾ニ付、津田太郎兵衛江伝声仕り、一偏ニ御仁慈奉仰申候、就而者水野彦三郎をも頼ミ道中異事無之様伏而附添之義歎キ候処、当人之処ハ承知致呉候間、猶太郎兵衛江も相頼ミ申候、此義差当り奉願候、其上前文之通是夫何ぞ御旧怒被為含被為人候而ハ、何分立行不申間、此処奉念願置候、詩之兄弟鬩牆、外禦其務、每有良朋、烝也無戎之次第、何分御仁慈を奉拝候、不悪御憐愍奉願候、尚隼人正初江も歎書送り度存候得共、当今大混雑中不能其義、只 尊兄様之貴前江不取敢以乱書洪文密願仕候事ニ候、呉々茂御同居中何カト臣下之処ニ而隔意之姿も御座候得共、右ハ先般御一體ニも相成、自分義も当今真之御兄弟ニ相成居候上ハ四溪(高須松平家、四谷に高須松平家の屋敷があった)ニ而 尊庇を奉仰候端ニ復古ト被思召、何分此上ハ寛大之御仁徳一偏ニ御愛憐奉希候、乍恐御要々之輩江も一書歎願恭順之意御教示被成下、以来無斟酌心附呉候様ニ奉願候、何も取急キ書損等御許容奉願候、誠恐頓首

一橋茂栄

二月廿八日

尾大納言様 御膝下

尚々本文之趣、一偏ニ宜敷御聞奉願候、乍末御惣要江も宜敷奉願候、以上

冒頭をみると、慶勝・茂栄間には久しく書状のやり取りはなく、この書状が久しぶりの発信であったことがわかる。それだけ家中対立の余燼が燻っており、お互い気まずい思いをしていた可能性もある。そもそも、尾張家から茂栄を切り離すつもりで、茂栄の御三卿相統を積極的に進めていたのは、慶勝その人に他ならなかった。書面によれば、茂栄は「貴国之御所置品」を伝聞して「驚怖」していたという。いうまでもなく、これは慶応四年正月二〇日から二五日にかけての「青松葉事件」のことを指し、この事件でかつての茂栄の側近の多くが、処罰されたのは前述したとおりである。茂栄自身、この事件に関して意見もあった様子が書面からうかがわれるが、慶勝との関係を考慮し、憚っていたという。

しかし、宗家の危急に当たっては、「尊影を奉頼候々無他事奉存居」、「尊兄君へ御依頼申上候而已」と断言するように、宗家救済の歎願活動に当たって、茂栄が頼りにしたのは、尾張家と慶勝以外にはなかった。水野彦三郎への同行依頼とともに、江戸から尾張へ帰国する貞徳院(十二代斉荘の御簾中)に随行する津田太郎兵衛にも、随行を求めていた様子もうかがえる。まさに、慶勝の「御旧怒」を超えた、協力要請であった。

こうした茂栄の思いは、『詩経』の一節を引用した「兄弟鬩牆、外禦其務、每有良朋、烝也無戎」にも強く込められている。この一節を書き下すと、以下の通りとなる。

兄弟鬩牆けいてい、かき、せめに聞きげども、外其あなごりの務つねを禦おせぐ、毎つねに良朋りやうほう有れども、烝ひせしくして戎たすくる無し

この意味は、「兄弟は家の中で争っていても、外部から侮辱を受けたら、力をあわせてその侮辱をはねかえすために戦うものである。普段はよい友人がいて親切にしてくれていても、永きにわたって同じ気持ちになつて助

慶応四年前後における尾張徳川家の内情と政治動向

けてくれるものではない」と解釈できる。<sup>(83)</sup>

この一節のごとく、慶勝と茂栄とは、尾張家にあつてそれぞれの派閥から推戴され、敵対関係におかれていた。しかし、茂栄は「先般之御一體」(青松葉事件を切っ掛けとした家中の意思統一)を機に、「真之御兄弟」になつたうへは、「隔意之姿」を解消させたいと自身の気持ちを露わにする。かつて自身が、高須松平家の当主(松平義比と名乗る)であつた頃、尾張家当主の慶勝を仰ぎ見ていた時のような関係に「復古」させたいと、率直な思いを慶勝に打ち明けたのである。

宗家存亡の危機に立ち会い、自身がその救済活動の前面に立つことを要求された茂栄は、兄慶勝に対して、これまでのわだかまりを解消させて、徳川親族として互いに協力し合うよう、真正面から働きかけたのが、まさにこの書状であつた。これまでの尾張家中の確執・対立を踏まえると、この書状の持つ意義は小さくないであろう。残念ながら、現状ではこの書状に対する慶勝の返書は見出せない。しかし、慶勝・茂栄兄弟の対立を解消させ、「真之御兄弟」となりうるきっかけとなつたのは、皮肉なことに宗家存続の危機においてであつたといえそうである。

茂栄の歎願活動に話を戻そう。<sup>(84)</sup>茂栄から随行を求められた水野彦三郎ではあつたが、「余之ヲ軫念スルニ、公然随（85）行セハ嫌疑ニ触レ、翻テ妨害ヲ生センコトヲ恐レ、竊ニ先後センコトヲ諾セリ」とあるように、公然と随行すれば、尾張家が「勤王」を誓約した手前、「嫌疑」を掛けられる可能性もあつた。そのため、歎願道中の後先に密かに従うことで、茂栄への義理を果たそうとしたのである。

しかし、このような水野の内々の周旋は、朝廷から禁じられていた謝罪の取り次ぎをするかのような行為であると、東海道先鋒軍に随従した尾張

家軍監から問題視された。水野の行動は、尾張家内でも秘められた行動であったことがわかる。水野は、在府の家臣たちを国許に返すための事務手続を担当することとなり、茂栄一行と行動をとにもすることができなくなった。それでも、水野は、在府家臣の帰国事務を滞りなく済ませた後、東海道を上り、茂栄が駿河に到着するよりも前の三月二五日に駿府城に登城し、有栖川宮熾仁親王に拝謁して、「一橋公參陣ノ項ヲ内啓シ、厚ク慈恵ヲ垂レ玉ハンコトヲ懇願」するなど、内々に茂栄の歎願活動を支え、その取り次ぎ役を最後まで勤めていたのである。

三月二七日に茂栄が有栖川宮に歎願書を提出できた背景には、以上見たような水野による陰の支援があった。一方で、水野にしても、「勤王」に統一された尾張家が、宗家救済の歎願に公然と乗り出せない以上、元尾張家当主で慶勝の実弟である茂栄が、代わって歎願活動に出てくれることは渡りに舟でもあり、望ましいこととして当然無下にすることはできなかったのである。

## おわりに

以上見てきたように、慶応三年（一八六七）末から翌四年にかけて、尾張家は王政復古政変に参画し、鳥羽・伏見の戦い後には、家中を「勤王」に統一させ、近隣諸藩に勤王誘引を展開するなど、御三家筆頭でありながらも、劇的な選択を行い、一貫して薩摩・長州中心の新政府軍の一翼を担ってきた。こうした行動は、これまでは徳川慶勝による「苦渋の決断」などと評価される傾向が強かったが、本稿では、当時の尾張家内における明倫堂関係者の活動に注目し、彼らの影響力を重視した。特に、「青松葉事件」

や勤王誘引活動における明倫堂関係者の役割は、無視できない存在感を示していた。

慶勝自身、もちろん勤王行為を否定すべくもなかったが、それと併せて徳川一族の筆頭として、宗家を補翼し、宗家の立場を尊重しようとする意識を強く持っていたことは、この時期の慶勝の行動からもうかがうことができる。

例えば、政権奉還（大政奉還）後、慶勝が「親藩」の立場として、將軍慶喜を輔翼できなかったことを「惶懼戰慄之至」とし、贖罪のために「官爵（官位）降奪」の願書を朝廷に提出したこと、<sup>(86)</sup>王政復古後に任じられた議定職を「慶喜辞職奉願候処、御許容も被為在候折柄、臣慶勝其支流に罷在、重大之職務を汚居候段、千万恐懼之至」<sup>(87)</sup>として辞職願いを提出したこと、王政復古後、新政府から辞官納地を要求された慶喜に対し、慶勝が「宗室於て封土若干を天朝に貢獻あらば、我は尾張全国を宗室に還納し、以て其不足を償はん」と、大胆にも尾張藩領を宗家に返還する旨明らかにしたこと、<sup>(88)</sup>等々がそうした行為に該当しよう。慶勝は、宗家危急の時、領知を返上する行為こそ、まさに宗家の「親藩」たるべき尾張家が選択する行為だと、位置づけていたのである。

こうした行為の背景には、慶勝が尾張家の直系ではなく、傍流である水戸の血筋から尾張家を相続したからこそであったともいえ、かえって「親藩」筆頭の尾張家の果たすべき役割を意識していたと評価できるように思われる。

そうであるならば、宗家を救済するための歎願活動は、慶勝にとって、自身が公然と宗家の味方に立てないだけに、期待するところ大であったといえる。この点、実弟の一橋茂栄が新政府軍の進軍猶予を願い、慶喜に対

する寛典処分を求めた行動は、慶勝の期待に適うものだったといえる。尾張家の事情に着目すれば、茂栄の歎願活動とは、かつて慶勝の政敵であった茂栄が、慶勝に代わって実行したことであったと評価できるのである。茂栄自身も、慶勝やその側近に大きく依存していたことは、本文でも見たとおりである。

さて、皮肉なことに、尾張家は新政府軍の部隊として、徳川方によって明け渡された江戸城を受け取ることとなった。

三月一四日の西郷隆盛・勝海舟会談では、江戸城の明け渡し後は、即日田安家に預けるようにと海舟から要求があり、引き続き、徳川方が城を管理することを徳川方が希望するなど、降伏者とは思えない思い切った要望書が出されていた。この件については、京都の太政官でも判断を保留し、前戦にいる大総督有栖川宮熾仁親王が、最終決定することとなった。

有栖川宮は、西郷隆盛ら参謀と協議した結果、三月二五日に「尾張藩」に江戸城を管理させる決定を下す。同じ徳川一族とはいえ、新政府軍の一翼を担う尾張家に城を引き渡すことは、田安家が管理することとは全く意味が異なっていた。果たして、抗戦派の旧幕臣らは激昂し、田安家へのお預けを改めて歎願しているし、尾張家に対しては、怨みにも似た批判が相継いだ。

城受け取りの際の尾張家の軍事奉行となった水野彦三郎の記録によると、「(旧幕)陸海軍之者申候ハ、尾州家ハ同宗之事ニ付、嘆願をも可致之処、御先鋒隊へ加り勤王を主張いたし候ハ親藩之詮も無之、尾州勢入城候ハ、尽く焼討可致杯不条理申募候<sup>90</sup>」とあり、「親藩」であっただけに、「勤王」側についた尾張家に対しては、薩長以上に厳しい視線が注がれたのである。

一方で、尾張家の意識としては、いかに旧幕臣が激昂し、抗戦意思を示そうとも、絶対に戦鬪を回避しようとする信念を持って、城受け取りに臨んでいたことが、城明け渡し当日の様子を示す以下の史料からわかる。<sup>(91)</sup>

(四月一日) 払暁、藩兵ヲ督シ、天旗を進め、期を愆<sup>あやま</sup>ラス、辰牌(午前八時頃) 前西城下ニ着到ス、当藩<sup>(尾張)</sup>ハ予テ大手腰掛へ屯集スルヲ約セシニ、薩州勢ハ当藩ニ先タチ同所ニ屯在セリ、依テ西郷氏ニ面シ、我藩兵ト更換セシメ、即時城中へ人ヲ馳セ、期ノ如ク出迎ヲ促ス、既ニ三回ニ及ヒ、未タ其回報ヲ得ス、各藩隊長類ニ余ニ迫ル、各藩ハ公然之御下知ヲ奉シ、臨機之所置ヲ主トシ、余輩ハ御内命ヲ奉シ平穩開城ヲ計ル、余陣頭ニ立チ暫時猶予ヲ乞ヒ、瞻望<sup>せんぼう</sup>(遠く見渡して)待ツ

この史料は、城受け取りに向いた水野彦三郎の記録である。これによると、水野が藩兵を率いて江戸城西丸下に到着すると、それ以前に薩摩藩兵が既に屯集していたという。しかし、城受け取りは尾張藩であることから、西郷隆盛と交渉して薩摩兵と先陣を交替したという。その後、水野が城内の幕臣と受け取り交渉を始めるが、なかなか進捗しない。各藩の隊長は、臨機応変に武力行使も辞さない構えを見せるが、尾張藩は「御内命」を奉じて、「平穩開城」を実現することを企図していた。「御内命」とは慶勝の意思に他なるまい。慶勝は、何としても平和裏に開城を実現させるつもりで、尾張兵を先陣に立たせ、城受け取りに臨ませたのである。

このように、新政府軍の一角として城受け取りに当たった尾張家の「勤王」的行為は、戦争を回避し、最終的には宗家を救済しようとする意識を内に秘めた「佐幕」的行為でもあったといえるのである。

註

- (1) これに関しては、さしあたりNHKプラネット中部編『写真家大名・徳川慶勝の幕末維新』日本放送協会出版会、二〇一〇年)、徳川林政史研究所監修『江戸時代の古文書を読む―徳川の明治維新』東京堂出版、二〇一一年)、徳川美術館編集・発行『徳川慶勝―知られざる写真家大名の生涯―(二〇一三年)などを参照のこと。
- (2) 修史局編纂『明治史要 附録表』(一八八六年)、一六・五四頁。慶勝・徳成に下賜された賞典禄一万五〇〇石は、明治二年以降、従軍士卒などに現金で分与され、同四年からは永世・終身の別を立てて、有功者に対して石高で分配されたことなどが明らかにされている(松平秀治「分与賞典禄の研究―尾張徳川家の場合―」、『学習院史学』第一四号、一九七八年。同「尾張徳川家の賞典禄収入」、徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五二年度、一九七八年など)。
- (3) 「朝彦親王行実編輯料」所収史料(大日本維新史料稿本「慶応三年七月七日条、東京大学史料編纂所維新史料網要データベース)。肥後藩の「王政復古帳」(細川家編纂所編集・発行『改訂肥後藩国事史料』巻七、一九三三年、六二九―六三〇頁)にもこの史料は収載されており、ここでは「慶応三ノ十一月廿三日写」と筆写した日が明記されている。この書状については、藤田英昭「慶応三年における尾張徳川家の政治動向」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五十号、『金鯢叢書』第四十三輯所収、二〇一六年)で取り上げ、全文引用した。
- (4) この点に関しては、藤田英昭「嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五十一号、『金鯢叢書』第四十四輯所収、二〇一七年)などを参照のこと。
- (5) 「三世紀事略」四(名古屋市教育委員会編集・発行『名古屋叢書』第五巻・記録編(二)、一九六二年)、三一―八頁。日本史籍協会編『徳川慶喜公伝』史料篇(三)東京大学出版会、一九九七年新装版)、三八〇頁。
- (6) 尾張家内における慶勝・茂徳の政治的対立に関しては、名古屋市役所編集・発行『名古屋市史』政治編第一(一九一五年)、岸野俊彦「幕藩制社会における国学」(校倉書房、一九九八年)などを参照のこと。
- (7) 水野彦三郎の関係文書は、名古屋市蓬左文庫が一括して所蔵している。これらの文書群は、近年整理・目録化が格段に進み「幕末維新書簡集 内訳目録」として公開された。文書全体の性格や内容などに関しては、木村慎平「幕末維新書翰集」と水野彦三郎(「蓬左」第九三号、二〇一六年)、同「幕末維新書簡集」解題(Webサイト「蓬左文庫アーカイブズ」、二〇一七年)を参照されたい。
- (8) 前掲「三世紀事略」四、三〇九頁。
- (9) 「徳川義宜家記事蹟書一」(旧蓬左文庫所蔵史料二五―二三(2))。
- (10) 日本史籍協会編『尾崎忠征日記』二、慶応三年二月一日条(東京大学出版会、一九八四年覆刻)、二七八頁。
- (11) 「田宮如雲履歴書上」(二六―八四、名古屋市蓬左文庫所蔵)。「市中取締懸り参与」(「市中参与取締役」と表記されることもあった。助役として尾張藩士の角田久次郎・大塚亀次郎・鳥居久之丞・吉田喜太郎・佐々鉄三郎・久野良蔵の六名が田宮に附属した。また、膳所・篠山の両侯は「町奉行」を命じられ、その家臣は田宮如雲の指揮を受けて勤めることとなった(「慶応三年雑記録」乾、二七―六〇、同前所蔵)。
- (12) 前掲「徳川義宜家記事蹟書一」。
- (13) 同右。名古屋市役所編『名古屋市史人物編』上巻(国書刊行会、一九八一年)、「尾崎良知」の項、二二五―二二六頁。
- (14) 「藩士名寄」(旧蓬左文庫所蔵史料一四〇―四)。以下、尾張藩士の経歴に関して、特に断りが無い場合は、同史料による。
- (15) 註(〇)藤田論文。
- (16) 同右。
- (17) 前掲「藩士名寄」。
- (18) 「学校御用留」一(旧愛知県庁文書X七〇―一二)。本文書は表紙に文久三年と記載されているが、文中に「卯」と表記されており、内容からみても慶応三年のものである。
- (19) 同右。
- (20) 前掲「学校御用留」二。
- (21) 前掲「学校御用留」三。
- (22) 「徳川義宜家記斬姦筆記」(旧蓬左文庫所蔵史料二五―二三(3))。



(23) 「青松葉事件及勤王誘引始末」(前掲「大日本維新史料稿本」明治元年正月一五日条)。

(24) 前掲「尾崎忠征日記」二、明治元年正月二日条、三〇四頁。

(25) 同右。

(26) この七名のうち、田中国之輔は、王政復古以前から岩倉具視と旧知の間柄であったと思われる。当時、岩倉は洛北岩倉村に幽居中であったが、非蔵人の松尾但馬やもと三条家家臣の藤井九成ら、いわゆる「柳の図子党」の面々から政治情報を収集し、密会を重ねるなどして密かに朝廷工作を展開していた(大久保利謙「岩倉具視」、中公新書、一九九〇年増補版。藤田英昭「草莽と維新」、明治維新史学会編『講座明治維新3 維新政権の創設』、有志舎、二〇一一年)。田中国之輔は、この松尾・藤井と交流していたことが明らかで(藤井家記録写)、『岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵 岩倉具視関係文書Ⅱ』、北泉社マイクロ版、R11-3-108。なお、平成二五年に財団法人岩倉公旧蹟保存会对岳文庫は解散し、同文書は京都市に寄贈された)、岩倉との接点がかがえる。田中が徳川御三家の尾張家家臣ながら明治政府内で破格の出世を遂げた背景には、岩倉具視の影響力もあつた可能性が高い。

(27) 「葎之滴見聞雜割」廿一(徳川林政史研究所収集史料一九一一)。

(28) 前掲「青松葉事件及勤王誘引始末」。

(29) 「御供上京諸記(慶応三卯十一月 上京諸書付并二日記 御触共)」(山・五六(二)、名古屋蓬左文庫所蔵)。この日記は、明倫堂の植松茂岳を補佐して和学教授介を勤めていた国学者山田千疇(数馬・右門)の滞京日記である。山田千疇については、註(6)岸野前掲書が詳しい。

(30) 「済口」とは、一般に公事の際の内済を意味するが、ここでは、「了解」「承諾」という意味に解釈したい。つまり「上京の許可を得ないまま」と解釈する。

(31) 前掲「尾崎忠征日記」二、明治元年正月二日条、三〇五頁。

(32) 同右、明治元年正月二日条、三〇四頁。

(33) 前掲「名古屋市史人物編」上巻、一四七頁。註(6)岸野前掲書。

(34) 西尾豊作『伝記叢書19 子爵 田中不二磨伝』(大空社、一九八七年)、一八〇～一八一頁。茂徳は、実兄で先代の慶勝が対外強硬論者として幕府・付家老と対

立したのに対して、幕府に従順な姿勢を示していた。茂徳の政治的立場に関しては、藤田英昭「慶応元年前後における徳川玄同の政治的位置」(『日本歴史』第六五八号、二〇〇三年)、同「幕末の徳川將軍家と尾張家十五代徳川茂徳」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四八号、二〇一四年)を参照のこと。

(35) 前掲「葎之滴見聞雜割」廿一。

(36) 同右。前掲「学校御用留」三。

(37) 「青松葉事件関係書」(二六―九三、名古屋蓬左文庫所蔵)。

(38) 前掲「子爵 田中不二磨伝」、一八四～一八六頁。

(39) 「三姦退治等之件」(一四六―二四、名古屋蓬左文庫所蔵)。

(40) 詳述は避けるが、これら一連の処分は、茂徳の在坂中の政治的立場や、江戸留守役任命などの問題と関連しているものと思われる(註(34)藤田論文)。

(41) 前掲「名古屋市史人物編」上巻、一九五～一九八頁。

(42) 註(3)藤田論文。

(43) 同右。

(44) この点に関しては、前掲註(3)を参照のこと。あわせて、肥後藩「王政復古帳」には、「尾州よりは是迄出京致居候若竹<sup>(母)</sup>敏吉等ハ被貶、此節君侯御上京ニ而者田宮弥太郎之党出京致候、此者ハ全體薩州辺同論之者ニ而御座候由」(前掲『改訂肥後藩国事史料』巻七、六一五～六一六頁)と記載されており、若井と田宮の立場が異なっていたことが明瞭である。

(45) 寛敏夫「1868年―尾張藩の勤王誘引活動―」(『歴史の理論と教育』第九〇号、一九九四年)。

(46) 上野恵「東海道筋における尾張藩の『勤王誘引』活動」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四二号、二〇〇八年)。

(47) 柴田知憲「江戸幕府の瓦解と旗本と陣屋」(岡崎地方史研究会『研究紀要』第三九号、二〇一一年)。

(48) 「待賓館御用留」(尾張徳川家文書一―六一)。

(49) 「椋園時事録」三四(名古屋市鶴舞図書館所蔵)。本書は山田千疇の記録集(全四四冊)。この件については、註(6)岸野前掲書も参照のこと。

(50) 「勤王誘引書類」五四八。

- (51) 「勤王ノ者証書差出方ノ儀ニ付上申」(『公文録』諸侯伺、徳川徳成、戊辰正月一八月、十四、国立公文書館所蔵デジタルアーカイブより)。
- (52) 前掲「勤王誘引書類」五〇二。
- (53) 前掲「三世紀事略」七、三七〇頁。
- (54) 松本省庵(暢)の軌跡・活動、尾張藩との関係については、宮地正人「東国一小藩から幕末維新时期を考える―野州三万石壬生藩を例として―」(同「地域の視座から通史を撃て!」、校倉書房、二〇一六年)が詳しい。
- (55) 磅礴隊については、長谷川昇「尾張藩草莽隊始末攷」(東海学園女子短期大学『研究論集』創刊号、一九六五年)、秦達之「尾張藩磅礴隊の出兵について」(林董一博士古稀記念論文集刊行会編『近世近代の法と社会』、清文堂出版、一九九八年)を参照のこと。なお、「磅礴」とは、「混じり合って一つになること」、「広がり満ちあふれること」といった意味を持つことばである。
- (56) 同右奏論文。
- (57) 前掲「勤王誘引書類」五〇三。
- (58) 前掲「三世紀事略」七、三七〇頁。
- (59) 「明治元年雜記録」一(二七一―六二、名古屋市蓬左文庫所蔵)。
- (60) この点に関しては、註(7)であげた木村氏の各論考を参照されたい。
- (61) 「明治元年書翰集」(二七―一二二、名古屋市蓬左文庫所蔵)は、註(7)「幕末維新書簡集」に収録され、目録が公開されている。
- (62) 藤田英昭「文久二・三年の尾張藩と中央政局」(家近良樹編『もうひとつの明治維新』、有志舎、二〇〇六年)を参照のこと。
- (63) この尾張家大奥女性の帰尾に関する御用についても、「明治元年雜記録」一や「明治元年書翰集」に記載がある。
- (64) 本多修理著・谷口初意校訂『越前藩幕末維新公用日記』(福井県郷土誌懇談会、一九七四年)、五〇一―五〇三頁。本史料を通じて、本多修理の江戸での周旋工作を具体的に跡づけた成果に、松浦玲「本多修理東下(その一)〜(その四)」(『勝海舟全集月報』16〜19、一九七六―一九七七年)があり、本稿でも参考にさせてもらった。
- (65) 水野彦三郎宛成瀬正肥書翰、(慶応四年)二月一〇日付(前掲「明治元年書翰集」22)。
- (66) 前掲「明治元年書翰集」23。
- (67) 日本史籍協会編『戊辰日記』(東京大学出版会、一九七三年)、一八八頁。この史料は松平慶永の側近中根雪江の著作である。これまで述べてきたように、田宮弥太郎は尾張家を「勤王」側に傾斜させるうえで大きな影響力を持っていたが、徳川親族の家臣であっただけに、徳川家の救済にも理解を示していたことがうかがわれる。
- (68) 註(5)と同様。
- (69) 前掲「戊辰日記」、二二五頁。
- (70) 前掲「越前藩幕末維新公用日記」、五一九―五二二頁。前掲「戊辰日記」、二四五―二四六頁にも同趣旨の記事がある。
- (71) 同右、五二八頁。前掲「戊辰日記」、二四八頁にも同趣旨の記事がある。
- (72) 寺尾美保「江戸開城と天璋院」(古閑章編『新薩摩学 天璋院篤姫』、南方新社、二〇〇八年)。
- (73) 日本史籍協会編『静寛院宮御日記』一、明治元年二月晦日条(東京大学出版会、一九七六年覆刻)、一二頁。
- (74) 原口清「江戸城明渡しの一考察」(一)(二)(名城大学商学部『名城商学』第二巻二号・第二巻三号、一九七二―一九七三年)。
- (75) 茂栄の御三卿相統の意義に関しては、註(34)藤田論文を参照のこと。
- (76) 前掲「越前藩幕末維新公用日記」、四九三頁、前掲「戊辰日記」、一二〇頁。
- (77) 同右、五二〇頁。前掲「戊辰日記」、二四四―二四五頁にも同趣旨の記述がある。
- (78) 同右、五二六頁。前掲「戊辰日記」、二五七頁にも同趣旨の記述がある。慶喜の後事を託された田安慶頼の動向については、藤田英昭「慶応四年の徳川宗家」(『日本歴史』第七二九号、二〇〇九年)も参照のこと。
- (79) ①は前掲「戊辰日記」、二四八頁、②は同上、二五七―二五八頁。
- (80) 前掲「明治元年書翰集」25。
- (81) 同右26。
- (82) 同右29。

(83) 『詩経』については、村山吉廣『詩経の鑑賞』(二)玄社、二〇〇五年を参照のこと。

(84) 茂栄の歎願活動については、「一橋徳川家文書」(茨城県立歴史館所蔵)に関連史料が多く残されている。そこには、慶喜の寛典を求める歎願書だけではなく、慶勝・茂栄の美弟にあたる松平容保や松平定敬らの救済に関する願書も含まれている。

(85) 前掲「明治元年雑記録」一。以下、特に註記がない場合は、この史料からの引用である。

(86) 前掲「三世紀事略」四、三〇七頁。

(87) 同右、三二三～三二四頁。

(88) 同右、三一四頁。

(89) 日本史籍協会編『熾仁親王日記』一、慶応四年三月二五日条(東京大学出版会、一九七六年覆刻)、二三頁。

(90) 「江城請取顛末」(旧蓬左文庫所蔵史料二七―三二)。

(91) 前掲「明治元年雑記録」二。

